

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20251010製局第4号
令和7年10月15日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和7年10月10日付け警察庁丙組組一発第130号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、「先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」（令和7年10月10日付け外務省告示第399号）により、資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく各種義務の履行が徹底されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：製造産業局生活製品課長 渡邊

担当者：松本、宍戸

電話：03-3501-0969

メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機 密 性 1

警察庁丙組組一発第 130 号
令和 7 年 10 月 10 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
総務省総合通信基盤局長
法務省民事局長
財務省大臣官房総括審議官
財務省理財局長
財務省国際局長 殿
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省商務・サービス審議官
経済産業省製造産業局長
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について (要請その 203)

この度、別添のとおり「先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」（令和 7 年 10 月 10 日付け外務省告示第 399 号）により資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

テロリスト等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られてきたところであるが、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の

改正によって更新された制裁対象者リストについて該当する顧客の有無を直ちに確認し、その結果、該当する顧客を把握した際には、同顧客に対する取引の停止等必要な措置を執ることについて周知していただくとともに、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及びテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件

○ 外務省告示第三百九十九号

部 先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及びテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年外務省告示第八十号）の別表へ令和五年外務省告示第百五十五号を含む関連の告示により改正する。

別 令和七年十月十日
表 の 3 ・ 年 を 次 の よ う に 改 め る 。

外務大臣 岩屋 毅

(別表)

3. アブド・エル・カーデル・マフムード・モハメド・エッサイド

ABD EL KADER MAHMOUD MOHAMED EL SAYED

(original script: عبد القادر محمود محمد السيد)

国連参照番号 : QDi.065

生年月日 : 1962/12/26

出生地 : エジプト

Egypt

別名 : エッサイド、カーデル; アブデル・カーデル・マフムード・モハメド・エッサイド

Es Sayed, Kader; Abdel Khader Mahmoud Mohamed el Sayed

国籍 : エジプト

Egypt

リスト掲載日 : 2002 年 4 月 24 日 (2004 年 11 月 26 日、2007 年 6 月 7 日、2011 年 5 月 16 日、2019 年 5 月 1 日、2021 年 11 月 15 日、2025 年 10 月 6 日改訂)

その他の情報 : Italian Fiscal Code (イタリア納税者番号) : SSYBLK62T26Z336L。2004 年 2 月 2 日にイタリアで懲役 8 年の判決を受けた。イタリア当局による裁判から逃亡中と考えられている。2012 年にアフガニスタンとパキスタンの国境地域において殺害されたと報告されている。国連安全保障理事会決議第 1822 号 (2008 年) に基づく見直しは 2010 年 4 月 22 日に終了した。国連安全保障理事会決議第 2253 号 (2015 年) に基づく見直しは 2019 年 2 月 21 日に終了した。国連安全保障理事会決議第 2368 号 (2017 年) に基づく見直しは 2021 年 11 月 15 日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>